

議 事 日 程 (3)

令和元年6月21日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第28号 芦屋町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第29号 芦屋町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第30号 芦屋町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第4 議案第31号 芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第32号 芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第33号 芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第34号 町道の路線廃止について
- 第8 議案第35号 令和元年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)
- 第9 議案第36号 令和元年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)
- 第10 議案第37号 庁舎外壁改修工事請負契約の締結について
- 第11 議案第38号 緑ヶ丘団地外部改修工事 (3棟) 請負契約の締結について
- 第12 議案第39号 巡回バス車両購入契約の締結について
- 第13 承認第1号 専決処分事項の承認について
- 第14 承認第2号 専決処分事項の承認について
- 第15 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

【 出 席 議 員 】 (12名)

- 1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
- 5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
- 9番 辻本 一夫 10番 小田 武人 11番 川上 誠一 12番 横尾 武志
-

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	福田雅代	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

【 傍 聴 者 数 】 2名

午前 10 時 00 分開会

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第 1、議案第 28 号から、日程第 15、発議第 3 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。

報告第 11 号、令和元年 6 月 19 日、芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案第 28 号、満場一致により、原案可決。

議案第 29 号、満場一致により、原案可決。

議案第 33 号、満場一致により、原案可決。

議案第 34 号、満場一致により、原案可決。

議案第 35 号、賛成多数により、原案可決。

議案第 36 号、満場一致により、原案可決。

議案第 37 号、満場一致により、原案可決。

承認第 1 号、満場一致により、承認。

承認第 2 号、満場一致により、承認。

発議第 3 号、満場一致により、原案可決。

以上で報告終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告します。

芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第30号、満場一致、原案可決。

議案第31号、賛成多数、原案可決。

議案第32号、賛成多数、原案可決。

議案第35号、満場一致、原案可決。

議案第38号、満場一致、原案可決。

議案第39号、満場一致、原案可決。

以上であります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

.....

令和元年6月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「橋梁に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

令和元年6月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 松岡 泉

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公共交通に関する件」、「住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

令和元年6月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

令和元年6月19日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

議案第31号と議案第32号の芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、賛成多数ということですが、どなたかが、まあ反対されたと思うんですが、その反対された理由。同じく、バス条例の一部を改正する条例の制定について、どのような御意見があって反対されたのかお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

今、妹川議員からの御質問についてお答えいたします。今、御質問がありました内容、31号、32号、賛成多数ということであったということで、どういったことで反対されたかということでありました。これにつきましては、消費税が10%に上がるということで、これについては国民に負担を強いるということで、これについては反対するという御意見でありました。

以上であります。

○議長 横尾 武志君

32号は。両方ともですか。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

同じ状況でありますので、これについては31号、32号とも10%の条例であります。かわる事項でありますので、同じということであります。

以上であります。

○議長 横尾 武志君

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第28号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第28号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第28号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第29号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第29号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第29号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第30号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。議案第30号、芦屋町森林環境譲与税基金条例の制定について、反対の立場から討論を行います。この基金条例の制定の根拠は、国の法律、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定されたことによるものです。この森林環境税の目的は、総務省によればですね、まあ国によれば、まずパリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成。2番目に災害防止等を図るため。3番目に森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点という大きく3つに分かれておるようです。この森林環境税及び森林環境譲与税を創設するというものですが、その森林環境税の目的はよく理解できます。であるならば、国の財源で、まあ国の責務においてですね、国の財源で予算化すべきです。なぜ国民に広く、等しく1,000円、総額620億円の負担を強いられなければならないのか。そういうのが疑問に思います。この1,000円というのは、生活保護法の規定による生活扶助等を受けている方々は非課税ですが、個人住民税、均等割と合わせて5年後から徴収すると。日本の人口は1億2,564万人と言われていきますから、約半数の6,200万人の方々が合計620億ですが、計上されるようになっていきます。それで福岡県森林環境税条例によれば、私たち平成20年4月から500円、毎年、約人口の、福岡県民の五百何十万おられるようですが、その半数の方々が500円徴収されています。その金額や500円の方々は、29年度は11億6,000万円、そして法人の会社は2億8,000万円、合計個人、法人合わせて14億5,000万円が私たち県民は支払われて、まあ徴収されているわけですが、だから、この福岡県の森林環境税の目的と国が言う森林環境税の目的は若干違います。確かに違いますが、ほぼ同じようなものもあります。その中であってですね、用途については福岡県の森林環境、国の森林環境の問題をこう、すみ分けしながらですね、進めていくということなんですが。やはり県民として、国民として、町民としてですね、この二重払い、徴収される。そういう意味で、生活者の視点から納得が本当にいくのかという視点でですね、この国の言う、国の森林環境税については疑問がありますので、反対の立場で討論いたしました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第30号、芦屋町森林環境譲与税基金の制定について、意見を述べて賛成といたします。

森林環境税は2023年度末で期限切れとなる復興特別住民税を看板だけかけかえて取り続けるものです。森林吸収源対策や森林の公益機能の恩恵を口実に、国や温室効果ガス排出企業が引き受けるべき負担を国民個人に押しつけるものであり、問題点を抱えた制度となっています。

1点目に個人住民税の均等割は所得割が非課税となる人にも一律の額で課税される逆進性の高い税であり、低所得者の負担を強めるものです。また、譲与基準の人口指数の割合が3割とされており、人口の多い都市部に多額の譲与税が配分されます。結果的に私有林のない大都市の自治体のほうが私有林面積の広い地方の自治体より譲与額が大きくなる矛盾が生まれます。

2点目に温暖化対策に必要な費用負担というのであれば、原因者である温室ガス排出企業に第一義的に負担を求めることが重要ですが、企業負担なしの制度になっており、温暖化対策と矛盾しています。地方の森林環境税は法人にも負担を求めています。理由なく法人に負担を求めないとしていることは問題です。

3点目に森林の持つ公益的機能を維持するための森林整備は重要な課題です。だからこそ、国の一般会計における林業予算など、より安定的な方法で財源確保を行うべきです。また、需要のある自治体への財源配分という観点からは、地方交付税の総額をふやして財源保障を行うことがより適切なことです。このような問題点のあった森林環境税ですが、国会では賛成多数で可決し創設されました。森林資源の適切な管理に向け、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に自治体が自由に使える財源として配分されています。森林環境譲与税には問題がありますが、議案第30号はこれを受け入れる基金条例でありますから賛成をいたします。なお、補正予算では、直ちにこれを財源に県内の木材でつくったラックや椅子などに充てる予算が計上されています。使用目的からは逸脱していませんが、第5次芦屋町総合振興計画や環境基本計画の中には、森林の保全や森林の適切な維持管理がうたっています。早急に結論を出すのではなく、十分な論議を行い、適切な森林整備を行う施策に取り組むことを求めます。以上の意見を付して賛成討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第30号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第30号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第31号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第31号、芦屋町都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、またこれに関連して、議案第32号、芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定については10月1日から消費税率の引き上げに伴い条例を改正する議案ですので、関連する3議案に対する反対討論を行います。

昨年12月議会の一般質問で、町長は消費税増税は必要だと答弁されていましたが、消費税増税を行えば暮らしも経済も破壊されます。日本共産党は消費税増税そのものに反対です。芦屋町民の暮らしを守る上でも、消費税増税を進めるべきではありません。2014年に消費税8%への増税によって、日本経済は深刻な消費不況に陥りました。世論調査でも、82%の方が景気回復の実感はないと答えています。安倍首相は「私の政権で景気回復した。」と言いますが、国民の実感とかけ離れていると言えます。安倍首相は賃金上昇を増税の理由の1つにしています。しかし、上がっているのは名目賃金だけで、買えるものやサービスを決める実質賃金は2012年の396万円から、消費税増税後から激減し、2018年には382万円とマイナス14万円推移しています。最近の賃金についても、毎月勤労統計の偽装が発覚し、実際の賃金は下がっていると指摘されました。賃金上昇という増税の根拠は崩れています。就業者数が380万を超えたことも増税の理由にしていますが、就業者数の内訳を見ますと65歳以上が266万人、大学生・高校生などが74万人増です。就業者がふえたといっても、今問題になっている削減の続く年金で暮らせない高齢者と高学費に苦しむ学生たちが大多数であるのが実態です。家計から見ても増税はすべきではありません。家計消費は8%の増税の打撃からまだ回復しておらず、消費支出は25万円も減っています。家計消費は日本経済の6割を占める経済の土台です。痛手から回復していないのに、大増税を行えば日本経済は破壊の道へまっしぐらです。安倍首相は、経済への打撃を避けるために「いただいたものは全てお返すする。」と言いますが、全て返すのであれば、最初から増税しなければいいだけの話です。プレミアム商品券の発行を補正予算で行いますが、商品券を買えるだけのお金がなければ恩恵にあずかれません。ポイント還元については、商店からは「売上げの現金がすぐに入ってこなくて困る。」、「カード手数料が心配。補助は6カ月だ。」、「キャッシュレス決済に対応できない。」という声が上がっています。日本スーパーマーケット協会からも「消費者にとって極めてわかりづらい。」、「日々の買い物において必要のない混乱が生じる。」、「過大な競争を招き込む。」と厳しい批判が出されるほど商店にとっては厳しい制度です。

軽減税率で8%に据え置くものもあるということですが、芦屋町でも下水道料金は上がります

し、北九州市から供給される水道料金も上がります。ペットボトルの水は軽減税率の対象ですが、買わなくても生活できます。しかし水道水は使わずに生活はできません。そして連動して下水道料金もかかります。上下水道の利用は生活に不可欠なのに容赦なく課税されるのが実態です。果たして、財源といえば消費税しかないのでしょうか。日本共産党は消費税に頼らない別の道を提言しています。1つはアベノミクスで大もうけしている大企業や富裕層に応分の負担を求めることです。大企業の利益に対する実質負担税率を中小企業並みの負担にしてもらうことで年間4兆円の財源ができます。富裕層の株取引でもうけた配当や株式譲渡所得の税率を欧米並みの水準にすれば1.2兆円の財源ができます。2つ目は1機124億円を超えるF35戦闘機を147機購入することやイージスアショアの配備など5年間で27兆4,700億円をつぎ込む軍事費を削減することです。3つ目は日本が負担する必要のない米軍への思いやり予算4,000億円や辺野古米軍新基地建設の費用、政党助成金などの税金の使い道を正すことです。これを行えば消費税率を上げなくとも福祉や暮らしを充実できます。内閣府は国内景気の指標判断を下向きに修正し、景気動向指数が悪化を続けています。中国経済の減速やトランプ政権と中国の対立、そして今回起こったホルムズ海峡でのタンカー攻撃によるイランとの緊張など不透明な状況が続いています。世界経済とのかかわりでも、今やるべきは外需頼みではなく、国内需要、とりわけ家計を温めて日本経済の足腰を強くすることです。必要な経済対策は消費税に頼らない財源を暮らしと応援に使うことです。このような状況の中で、景気の足腰を破壊する消費税増税は論外なことで、以上のことから消費税増税による値上げの第31号、第32号、第33号の条例案に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第31号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第31号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第32号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第32号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第32号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第33号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第33号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第33号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第34号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第34号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第34号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第35号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

先ほど議案第30号の芦屋町森林環境譲与税基金条例に反対したという立場からですね、この補正予算には60万円の予算が組まれております。先ほども言いましたように、福岡県森林環境

税条例に基づいて、私たち県民は国が言う森林環境税と同じようにですね、水源の涵養とか土砂災害防止とか地球温暖化の防止など森林の有する公益的機能の重要性に鑑みと、そして荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるためということで県民税としてですね、毎年5000円徴収されてきたわけですけど。私は福岡県森林環境税の額が先ほども言いましたように14億5,000万円の基金があるわけですから、それに基づいて各市町村にですね、配分することが妥当ではないかと。まあ国から予算が下りてきますから、それをいただくということではなくて、我々は福岡県の森林環境税、目的、趣旨も大体よく似ていますから、そうすべきであるというふうな視点で、この補正予算について反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第35号、芦屋町一般会計補正予算（第1号）に対する賛成討論を行います。

先ほど議案第31号、32号、33号の反対討論で日本共産党は、消費税の導入そのものに反対であるとして討論を行いました。この補正予算の中には消費税導入の影響を軽減する政策として低所得者向けのプレミアム付商品券事業費が計上されています。本来なら補正予算についても反対すべきものですが、低所得者の方々の痛みが少しでも和らぐのであれば、あえて反対することはないと考えています。ただし、さきの討論で述べているように、低所得者のみを対象とした商品券を販売するのは、今回は初めてのことです。商品券を買えるだけのお金がなければ恩恵にあずかれません。町が十分な周知を行い、売り残りが出ないように力を注ぐことを求めて賛成討論とします。なお、先ほど言いました森林環境税についてもですね、今後は十分な論議、検討を行い、適切な森林整備を行う、そういったものに充てるという、そういったことを求めて賛成討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第35号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第35号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第36号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第36号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第36号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第37号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第37号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第37号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第38号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第38号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第38号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第39号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、議案第39号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第39号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、承認第1号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、承認第1号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第14、承認第2号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

承認第2号、専決処分の承認について不承認の立場から反対討論を行います。この専決処分は国保法施行令の改正に伴うもので、保険料の限度額を引き上げるものです。現行の限度額の58万円を61万円にするものです。厚労省は所得の高い方は保険料が上昇する一方で、一定以下の所得の方は所得割が下がることで、保険料の軽減効果が得られるとしています。しかし、配慮するというのであれば、国の国庫負担率を大幅に引き上げ、国民の負担を軽減するのが筋ではないでしょうか。高額所得者が対象だといっても年収740万円の方が大金持ちなのではないでしょうか。国保の限度額引き上げの次に来るのは、全ての住民を対象とした国保税の大幅な値上げが待っていることは、火を見るよりも明らかなことです。まして、住民生活に直接かかわる国保税の値上げを議会の審議もなく、専決処分で行うことは許されることではありません。以上のことから承認することはできません。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、承認第2号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第15、発議第3号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第15、発議第3号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発議第3号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申し出があります。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

なお、可決された意見書は、議長から関係機関に送付いたします。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、令和元年第2回芦屋町議会定例会を閉会いたしま

す。

長い期間の御審議、お疲れさまでした。

午前 10 時 38 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員